

平成30年6月25日
松江市防災安全部
原子力安全対策課

島根原子力発電所
低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題に関する
立入調査結果（速報）
（第8回）

1. 目的

平成27年6月30日に中国電力㈱から連絡を受けた標記事案に関し、同年9月11日に報告があった調査報告に基づく再発防止対策を具体化したアクションプランの実施状況等を確認するため、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条第1項の規定に基づく立入調査を実施した（平常時の立入調査）。

※原子力規制庁が、平成29年度第4四半期の保安検査の実施状況について、原子力規制委員会へ報告したことを受けて立入調査を実施したもの。当該報告において、原子力規制庁は、本事案に係る保安規定違反「監視」に係る全ての改善措置を完了させており、日常業務の中で継続的にPDCAが廻る状態であることを確認できたことから今回の保安検査をもって、当該事案にかかる確認を終了することとした。

2. 日時・場所

- (1) 平成30年6月11日（月） 13:00～16:30
- (2) 島根原子力発電所

3. 調査員

- (1) 島根県 防災部原子力安全対策課 勝部課長 ほか4名
 - (2) 松江市 防災安全部 矢野次長 ほか4名
- ※鳥取県、周辺市担当者が「現地確認」という形で調査に同席

4. 調査内容

- (1) 再発防止対策アクションプランの進捗状況
- (2) 島根県からの要請事項への対応状況
- (3) 原子力規制庁の保安検査等の状況、その他

5. 調査結果（速報）

中国電力(株)が策定した再発防止対策を具体化したアクションプランの進捗状況について、社内文書等を含め確認を行った。その結果、調査範囲において問題は見られなかった。また、中国電力(株)として、再発防止対策が日常業務の中で定着してきており、今後は日常業務で継続的な改善を行っていく方針であることを確認した。

※立入調査結果の詳細は、概ね1ヶ月以内を目途にとりまとめ公表する。

発電所名	中国電力株式会社島根原子力発電所
検査実施期間	平成30年 2月19日(月) ~ 3月 2日(金)
検査項目	1) 基本検査項目 1) - 1 島根原子力発電所共通事項 <u>過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況</u> <u>予防処置の実施状況</u> <u>島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食について</u> <u>止水措置をしていない貫通部に対する止水措置の実施状況</u> 原子力発電保安委員会の運営状況(本社検査、抜き打ち検査) 2) 追加検査項目 なし
検査結果	今回の保安検査においては、島根原子力発電所の共通事項の「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」「予防処置の実施状況」「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食について」「止水措置をしていない貫通部に対する止水措置等の実施状況」「原子力発電保安委員会の運営状況(本社検査、抜き打ち検査)」を基本検査項目として選定し、検査を実施した。 「過去の違反事項(監視)に係る改善措置の実施状況」については、事業者により策定された「『低レベル放射性廃棄物のモルタル添加水電磁流量計の校正記録不備』に係る再発防止対策の実施結果について(報告)」に基づき、再発防止対策のアクションプラン(実施状況及び評価)が適切に実施されていることを「統合型保全システム」(以下「EAM」という。)及び「設備点検管理手順書」等により確認した。また、外部諮問機関(原子力安全文化有識者会議、企業倫理委員会)及び外部第三者(弁護士、コンプライアンス・リスク管理専門家)より出された、意見・提言内容に係る「校正記録原本の保管管理の改善及び水平展開」が、適切に実施されていることを「記録原本の保管管理の改善について」及び「文書・記録保管手順書」等により確認した。 <u>以上のことから、当該保安規定違反「監視」に係る全ての改善措置を完了させており、日常業務の中で継続的にPDCAが回る状態であることを確認できたことから、今回の保安検査をもって終了する。</u> 「予防処置の実施状況」については、発電所の「予防処置手順書」に基づき、他の施設から得られる知見や保安活動から得られる知見に係る予防処置策の検討の要否を判定するため、スクリーニングから予防処置完了までの一連の活動が、実施されていることを確認した。 また、他発電所から得られた知見に係る事業者の水平展開について「高浜発電所2号機大型クレーンジブの損傷」及び「福島第一原子力発電所66kV双葉線引留鉄構に係る保守管理計画の不備」については「工事における安全管理手順書」、「安全対策仕様書」及び「標準工事仕様書(碍子プッシング)」等により確認した。 東海第二発電所及び敦賀発電所における監視「社内マニュアル『データ分析要項』におけるデータ分析から予防処置へのプロセスの不足について」は、ニューシア情報の最終報告を待って、予防処置活動を実施する予定であることを聴取により確認した。なお、島根原子力発電所において、同様な事案がないか確認した結果、データの分析・評価が予防処置プロセスへのインプット情報として定められていることを「マネジメントレビュー基本要領(別紙)データ分析・評価活動管理手順」により確認した。 「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食について」については、平成29年11月27日、原子力規制委員会に提出された「島根原子力発電所2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食について」の補正書(報告書)に基づき、原因調査及び推定原因を踏まえた再発防止対策の取組や「保守点検の見直し」「ダクト仕様の見直し」「中央制御室外気処理装置の運用の見

	直し」及び「ダクト形状・構造の見直し」の実施状況が適切にされていることを「島根2号機中央制御室空調換気系ダクト腐食事象に対する恒久対策（再発防止対策）について」及び「設備別運転要領書」により確認した。 「止水措置をしていない貫通部に対する止水措置の実施状況」については、事業者から提出された「北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号炉の原子炉建屋内に雨水が流入した事象に係る対応について（報告）」（平成29年3月7日）の追加指示の対象となった建屋貫通部（21箇所）のうち、17箇所の止水措置（貫通部）が完了していることを第1回保安検査において確認していた。今回の保安検査では、止水措置（貫通部）が完了していなかった4箇所のうち、1号機タービン建屋東側のHS他配管ダクト（2箇所）については完了していること、1号機廃棄物処理建屋南側の原子炉補機海水系（以下「RSW」という。）配管ダクト（2箇所）については、工事実施中（進捗は工事工程表どおり）となっていることを「工事報告書」、「工事工程表」及び現場立会いにより確認した。 「原子力発電保安委員会の運営状況（本社検査、抜き打ち検査）」については、平成28～29年度の原子力発電保安委員会（電源事業本部）において、社内規程に基づき、原子炉施設の保安に関する事項が適切に審議等実施されているか「原子力発電保安委員会議事録」及び「立案・決定票」により確認した。また、原子力発電保安委員会委員長は「原子力発電保安委員会運営手順書」に基づき、原子力発電保安委員会の審議結果を、半期毎に社長報告しているが、社長指示事項がなかったことを「平成29年度上期 原子力発電保安委員会審議結果の社長報告について」等により確認した。 保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、発電用原子炉設置者から施設の運転管理状況、運転記録の確認、発電用原子炉施設の巡視及び定期試験（1号炉A - 非常用ディーゼル発電機手動起動試験）への立会い等を行った結果、特段、問題がないことを確認した。 以上のことから、今回の保安検査を総括すると、選定した検査項目に係る保安活動は、良好なものであったと判断する。
--	---